

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 28 日（金）第 603 号の 17



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火，金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規

則

- 鹿児島県歴史・美術センター黎明館^{れい}の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）（文化振興課取扱い） 1

規

則

鹿児島県歴史・美術センター黎明館^{れい}の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第32号

鹿児島県歴史・美術センター黎明館^{れい}の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県歴史・美術センター黎明館^{れい}の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和58年鹿児島県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中

年	月	日	～	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日

を

年	月	日	（ 曜 ）	～	年	月	日	（ 曜 ）
年	月	日	（ 曜 ）	～	年	月	日	（ 曜 ）
年	月	日	（ 曜 ）	～	年	月	日	（ 曜 ）
年	月	日	（ 曜 ）	～	年	月	日	（ 曜 ）
年	月	日	（ 曜 ）	～	年	月	日	（ 曜 ）
年	月	日	（ 曜 ）	～	年	月	日	（ 曜 ）

に，

講 堂	使 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日	使 用 機 材	16 mm 映 写 機	
		午前 9 時～午後 6 時，午前 9 時～正 午		O H P	
		午後 1 時～午後 6 時		ス ラ イ ド 映 写 機	
	催物の期間	年 月 日～ 年 月 日		液晶プロジェクター （ビデオ）	
				録 画 装 置	

				カセットデッキ	
		時～	時		
茶室	使用期間	年 月 日～	年 月 日		
		時～	時		

を

「

講堂	使用期間	年 月 日～	年 月 日	使用 機 材	プロジェクター	
		時 分～	時 分		スクリーン	
	催物の期間	年 月 日～	年 月 日		カセットデッキ	
		時 分～	時 分		C D デッキ	
		時 分～	時 分		D V D デッキ	
茶室	使用期間	年 月 日～	年 月 日			
		時 分～	時 分			

に,

「

会場責任者	住所
	氏名 電話 () -

を

「

会場責任者	住所 〒
	氏名 電話
使用許可書等送付先	住所 〒 電話
	氏名 電子メールアドレス

に

改める。

別記第 2 号様式中

年 月 日～	年 月 日
年 月 日～	年 月 日
年 月 日～	年 月 日
年 月 日～	年 月 日
年 月 日～	年 月 日
年 月 日～	年 月 日

を

「

年 月 日 (曜) ～	年 月 日 (曜)
年 月 日 (曜) ～	年 月 日 (曜)
年 月 日 (曜) ～	年 月 日 (曜)
年 月 日 (曜) ～	年 月 日 (曜)
年 月 日 (曜) ～	年 月 日 (曜)
年 月 日 (曜) ～	年 月 日 (曜)

に,

講 堂	使 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日	使 用 機 材	16 mm 映 写 機	
		午前 9 時～午後 6 時，午前 9 時～正 午		O H P	
		午後 1 時～午後 6 時		ス ラ イ ド 映 写 機	
	催物の期間	年 月 日～ 年 月 日		液晶プロジェクター (ビデオ)	
				録 画 装 置	
		時～ 時		カ セ ッ ト デ ッ キ	
茶 室	使 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日 時～ 時			

を

講 堂	使 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日	使 用 機 材	プ ロ ジ ェ ク タ ー	
		時 分～ 時 分		ス ク リ ー ン	
				カ セ ッ ト デ ッ キ	
	催物の期間	年 月 日～ 年 月 日		C D デ ッ キ	
		時 分～ 時 分		D V D デ ッ キ	
茶 室	使 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日 時 分～ 時 分			

に，

住所
氏名 電話 () ー

を

住所 〒
氏名 電話

に，

※ 使 用 料
※ 許 可 条 件

を

使 用 料
許 可 条 件

に改める。

別記第 3 号様式中

映 写 機
録 音 機

を

音 響 映 像 機 器

に，

- 4 -

使用料の返還を受けようとする理由		
返還使用料の受取金融機関名等	金融機関名： 口座名： 口座の種類： 口座番号：	店 　　に

改める。

別記第 7 号様式中 「学校等の名称」を「団体名」に、
「学校長又は代表者名」を「代表者名」に

年 月 日（曜） 時～ 時	を
---------------	---

年 月 日（曜） 時 分～ 時 分	に改める。
-------------------	-------

別記第 8 号様式中 「映 写 機 録 音 機」を「音響映像機器」に、

年 月 日（曜） 時から （ 日間 ）	を
年 月 日（曜） 時まで	

年 月 日（曜） 時 分から	に改める。
年 月 日（曜） 時 分まで	

別記第 12 号様式中 「鹿児島市城山町 7 番 2 号
鹿児島県歴史・美術センター黎明館^{れい}を
電話番号（099）222－5100
郵便番号 892－0853

「〒892－0853
鹿児島市城山町 7 番 2 号
鹿児島県歴史・美術センター黎明館^{れい}に改める。
電話番号（099）222－5100

別記第 14 号様式中「資料の破損、滅失をきたしたときは、相当価格の」を「資料を破損し、又は滅失したときは、」に改める。

附 則

- この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県歴史・美術センター黎明館^{れい}の設置及び管理に関する条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。